



第7回

中国仏教と酒

柳 幹康

インド仏教同様、中国仏教においても飲酒は基本的に禁じられていましたが、中国古来の徳目との関連付けや、インドで許容されていた薬用の禁止など、新たな変化もありました。今回は中国仏教における酒の諸相について紹介します。

インドから仏教が伝わると、そこに説かれる五戒と、中国古来の徳目である五常との対応が論じられるようになりました。五戒は不殺生・不偷盗・不邪淫・不妄語・不飲酒という五つの保つべき善き習慣、五常は仁・義・礼・智・信という人が常に行なうべき五種の徳目を指します。五戒のうち不飲酒は、五常の「礼」ないし「智」に相当するとされ、他の項目とともにみな守るべきだとされました。不飲酒が「礼」に配当されるのは酔って礼を失しないため、「智」に配当されるのは酔って愚行を犯さないためだ

と考えられています。

インド仏教で禁じられていたのは自分で酒を飲むことでしたが、中国仏教では他人に酒を売ることも禁止されました。これは五世紀後半に中国で編まれた『梵網経』の所説で、他人への酒の販売は、自身の飲酒以上の罪であると規定されています（不酤酒戒）。他者の救済を重んじる大乘仏教の精神に則り、他者に酤り飲ませることを、自分で飲むこと以上の問題と見たのです。

また律宗の祖とされる道宣（五九六―六六七）は、薬用としての飲酒も禁止しました。前回見た通りインドの律では、病気の時に薬として酒を用いることが容認されていました。ところが道宣は、たとえ薬酒として用いるとしても、次第にその量が増え、結局は「苦毒」となるのだ

から、病を得た場合であっても酒を飲んではいけないと述べています（『四分律行事鈔』卷下二「四葉受淨篇」）。また十二世紀に編まれた禪宗の規範においても、「病氣になつた場合、たとえ生命を失おうと、酒や肉・俗味を口にすると破戒を犯してはいけない」と明記されており、薬用の飲酒が厳しく禁じられています（『禪苑清規』卷一「護戒」）。

このように中国仏教においては、インドで元

律祖唐終南道宣律師



道宣（仏祖道影） 禪文化研究所 一九九七年

來禁じられていかなかった酒の販売、および薬用としての飲酒がともに禁止されました。ですがその実態は、必ずしも理念通りのものではなかったようです。

『梵網經』が酒の販売を禁止する以前も以後も、中国の寺院では酒が醸造されていました。古くは南北朝期に長安の寺院で酒を大量に造っており、それが北魏武帝による破仏断行（四四六年）の契機のひとつになったといえます。また唐代にも寺は酒甕を有しており、更に時代が降り元代になると、寺が造酒だけでなく酒屋の経営も行なっていたことが知られています。

また律に反した僧侶の飲酒も、古くから見えます。中国仏教の初期の論書で、五世紀中葉までに編まれた『理惑論』は、日常的に酒を飲む当時の僧侶を批判しています。時代が降り一〇二四年に編まれた『酒譜』という書物には、酒を指す隠語の「般若湯」が北方の僧侶により多く用いられていたこと、およびそれが仏典に由来する語ではないことが記されています。加

えて居士（在家の仏教信徒）として有名な蘇軾（一〇三六—一一〇二）は、当時の僧侶がその隠語を用いて酒を密かに飲んでおり、それが世人の嘲笑の的になっていたことを苦々しげに記しています（『東坡志林』巻二「道釈・僧文章食名」）。

なお十二世紀に張邦基（生没年未詳）という人物は、「般若湯」という隠語の由来として、『釈氏会要』から以下の話を抜き書きしています。

長慶年間（八二二—八二四）のことである。ある旅の僧が寺に宿泊した際、その浄人（寺で僧に仕える在俗の者）に酒を買ってこさせた。それを見た寺の僧は怒って酒瓶を奪い木に叩き付けたところ、瓶は木っ端微塵となったが、中の酒が木にへばりつき玉石のように固まって取れなくなった。旅の僧は言う、「某は常に『般若経』を誦読しているのだが、まずこれを一杯やると、声の通りが良くなるのだ」。そうして酒器

を近づけると、へばりついていた酒は一滴残らず皆その中に入った。それを飲み干すと、旅の僧は上機嫌になった。

（『墨莊漫録』巻五「酒為般若湯」取意）

この話のもと十世紀末の僧伝に録されるものですが、そこでは「般若湯」とは結び付けられていませんでした（『宋高僧伝』巻二五「誦誦篇・唐今東京客僧伝」。「般若湯」という隠語が定着した後に、『般若経』と酒が登場するこの話が『宋高僧伝』（九八八年）から『釈氏会要』（一〇一一年）に採録され、それを目にした張邦基が「般若湯」の語源として理解したようです。

【主な参考文献】道端良秀『中国仏教史全集』七、書苑、一九八五年。

柳幹康（やなぎ みきやす）

一九八一年栃木県生まれ。二〇一三年東京大学大学院博士課程修了、博士（文学）。現在東京大学東洋文化研究所准教授、花園大学国際禅学研究所副所長。

お願い

花園俳壇・花園歌壇

俳壇・歌壇への投稿は、それぞれ別の郵便はがきを使用し、各三句(首)までを読みやすく書いてお送りください。

*ペ切りは毎月1日です。

『花園』へのご意見・ご感想など

本誌へのご意見・ご感想など、「編集室花園係」までお送りください。お待ちしております。

送り先

〒616-8034 京都市右京区花園木辻北町1
妙心寺派宗務本所内編集室
俳壇／歌壇／花園 係

*住所、氏名を必ずお書きください。

*俳壇・歌壇ともに作品は未発表のものに限ります。(他誌投稿作品、転載は不可)

*なお投稿はお返しいたしません。

花園
hanazono

「いつもココロに花園を」
あなたとわたしのポケットエッセイ集

【花園】第73巻 第10号(通巻第866号)
令和5年10月1日発行(毎月1日発行)
定価60円

【発行人】野口善敬

【編集人】箱崎善法

【印刷人】古崎良一

【発行所】京都市右京区花園木辻北町1
妙心寺派宗務本所 教化センター
振替／01060-9-1400
電話／075-463-3121

表紙の絵

ざんか
「残花」



壺に収まるぞが、
冬へと手招きしています。

絵・元場 葵(もとば あおい)

月刊『花園』1冊送りの年間購読料は、1,620円(税・送料込)です。
下記のお電話か、ホームページでお申込みください。

【妙心寺派宗務本所 頒布課】電話：075-467-2990

【妙心寺派直売店 web shop】

<http://www.myoshinji-shop.jp/fs/myoshinji/g05-0002>

*乱丁、落丁本はおとりかえいたします。